

6 み 監 査 第 7 7 号

令和6（2024）年8月19日

みよし市長 小 山 祐 様

みよし市監査委員 金 子 晃

みよし市監査委員 水 谷 正 邦

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度みよし市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和5年度

健全化判断比率等審査意見書

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

みよし市監査委員

目次

健全化判断比率審査意見	4
資金不足比率審査意見	7

令和5年度みよし市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和5年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月29日から令和6年8月8日まで

第3 審査の方法

この審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令に準拠して作成されているかどうかを主眼とし、証拠書類と照合するなどして審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められた。

審査の結果の詳細は、以下のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△10.40)	— (△14.56)	12.55	20.00
連結実質赤字比率	— (△20.64)	— (△26.87)	17.55	30.00
実質公債費比率	2.2	2.2	25.0	35.0
将来負担比率	— (△96.3)	— (△124.5)	350.0	/
標準財政規模(千円)(※)	18,774,719	15,400,187	/	/

※ 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額に普通交付税を加算した額。なお、地方財政法施行令附則の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。健全化判断比率の各比率は、分母に標準財政規模を用いて算出される。

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

実質赤字比率は、実質赤字額が発生していないため算定されないで「—」と表示されている。

参考に、計算上の実質赤字比率を算出すると、△10.40%であり、前年度と比較して4.16ポイント増加した。

2 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

連結実質赤字比率は、連結実質赤字が発生していないため算定されないで「—」と表示されている。

参考に、計算上の連結実質赤字比率を算出すると、△20.64%であり、前年度と比較して6.23ポイント増加した。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により3か年平均で算定される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源} + \text{算入公債費等の額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}} \times 100 (\%)$$

実質公債費比率（令和3年度から令和5年度の各単年度比率の3か年平均）は、2.2%であり、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。前年度から増減はなかった。これは、令和5年度と令和2年度の値が近く、端数処理により同じ数値となったものである。

（参考）実質公債費比率（単年度）（小数点以下第3位を四捨五入）

令和2年度 2.42%、令和3年度 1.58%、令和4年度 2.63%、令和5年度 2.47%

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100 (\%)$$

将来負担比率は、将来負担額を上回る充当可能財源等があるため算定されないので「—」と表示されている。

参考に、計算上の将来負担比率を算出すると、△96.3%であり、前年度と比較して28.2ポイント増加した。主な要因は、分母である標準財政規模が前年度と比較して増加したことによる。

5 監査委員意見

健全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準の数値を下回っており、本市財政の健全性は高いものと認められる。

令和5年度みよし市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和5年度決算に係るみよし市下水道事業会計及び同病院事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月29日から令和6年8月8日まで

第3 審査の方法

この審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令に準拠して作成されているかどうかを主眼として審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められた。

審査の結果の詳細は、以下のとおりである。

1 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額が、料金収入等の収益（事業規模）に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100 (\%)$$

資金不足額＝流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源にあてるために起こした地方債の現在高－流動資産－解消可能資金不足額(※)

事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

※ 事業の性質上、事業開始後一定の期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のこと。

2 下水道事業会計資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
下水道事業会計	— (△59.38)	— (△61.47)	20.0

資金不足比率は、資金不足が生じておらず算定されないので「—」と表示されている。

参考に、計算上の資金不足比率を算出すると、△59.38%であり、前年度と比較して2.09ポイント増加した。

3 病院事業会計資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
病院事業会計	— (△53.63)	— (△53.08)	20.0

資金不足比率は、資金不足が生じておらず算定されないので「—」と表示されている。

参考に、計算上の資金不足比率を算出すると、△53.63%であり、前年度と比較して0.55ポイント減少した。

4 監査委員意見

下水道事業会計及び病院事業会計ともに資金不足はなく、いずれも経営健全化基準の20.0%を大きく下回っており、良好な状態にあると認められる。